徴収手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 槻の木高等学校 | １　納入義務者（債務者）の誤り令和５年度の行政財産使用許可において、法人に対し行政財産使用許可を行っているが、使用料及び実費負担の光熱水費の納入義務者（債務者）を誤り、当該法人の代表者個人に請求しているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 調定額 | 納入義務者（債務者） |
| 正 | 誤 |
| （注１）施設使用料(食堂の営業 令和５年10月３日から令和６年２月29日、自動販売機の設置 令和５年９月26日から令和６年３月31日) | （注２）128,000円 | Ａ株式会社代表取締役Ｂ | Ｂ |
| 業者使用光熱水費（食堂電気料金 令和５年10月から同年12月分） | 135,635円 | Ａ株式会社代表取締役Ｂ | Ｂ |
| 業者使用光熱水費（食堂電気料金 令和５年10月から同年12月分） | 46,237円 | Ａ株式会社代表取締役Ｂ | Ｂ |

２　督促状の未送付納入義務者が納期限までに歳入を完納していない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないが、督促状を送付していないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 調定額 | 納期限 |
| 業者使用光熱水費（食堂水道料金 令和５年３月から同年９月分） | 110,712円 | 令和５年11月22日 |
| 業者使用光熱水費（食堂電気料金 令和５年３月から同年９月分） | 264,891円 | 令和５年11月22日 |
| 業者使用光熱水費（食堂水道料金 令和５年10月から同年12月分） | 46,237円 | 令和６年３月７日 |
| 業者使用光熱水費（食堂電気料金 令和５年10月から同年12月分） | 135,635円 | 令和６年３月７日 |
| （注１）施設使用料(食堂の営業 令和５年10月３日から令和６年２月29日、自動販売機の設置 令和５年９月26日から令和６年３月31日) | （注２）128,000円 | 令和６年３月18日 |

（注１）食堂の営業及び自動販売機の設置に係る期間は、行政財産使用許可申請書に基づく使用期間を記載している。（注２）使用料128,000円は、建物の一部（食堂の営業）に係る日割りによる使用料であり、自動販売機設置に係る使用料は含んでいない。また、当該使用料は日割りによる算出が誤っているとともに消費税相当分が加算されていない。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】（歳入の調定）第22条　歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書（様式第20号）を作成し、これを決定しなければならない。（督促）第32条　歳入徴収者は、納入義務者が納期限までに歳入を完納しない場合においては、納期限後20日以内に督促状（様式第24号）を発しなければならない。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月22日）